

○ 財務省令第十三号(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回) 平成十一条に係る規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十六年六月三十日)告示する。政府短期証券(麻生太郎)の発行に係る規則(平成二十一年一月二日)は、本規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回)告示する。

二 一 発行日第十三条に係る規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回)

の法律発行号名稱及び記述

三 二 一 発行日第十三条に係る規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回)

四 三 二 一 発行日第十三条に係る規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回)

四 三 二 一 発行日第十三条に係る規則(平成十四年二月九日より施行)並に基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第六百五十八回)

競争う札価振の以律社項五条律一二第十条九特  
争入札による発行へ格替適下へ債及条第十一二第年別  
入札発行と同時に行われ及るび価格競い入札と同  
時に行われ及るび価格競争て行はれるとし。その規定  
入札に係る法

## 六

## 五

イ	口	イ
發		方 募
入 価 行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
札 格 行 入 価 ・ 別 債	札 格 決	
發 競 札 格 第 參 市	發 競 定	
行 争 額 發 競 I 加 場	行 争 の	

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額  
 九 て き 百 項 、 三 に 政 三 、 行 十 ち 九 面  
 億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金  
 九 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額  
 千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で  
 万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、 に 法  
 円 金 政 第 十 項 、 に 法 政 第 一 六 、 第 関 第  
 額 府 一 六 、 第 関 第 一 六 、 第 関 第 一 六  
 で 短 項 条 第 九 す 九 第 七 条 第 九 す 九  
 三 期 の 第 九 十 る 条 第 九 す 九 第 九 す 九  
 千 証 規 一 十 四 法 第 九 す 九 第 九 す 九  
 九 券 定 項 五 条 律 一 第 九 す 九 第 九 す 九  
 百 に に 及 条 第 第 項 一 第 九 す 九 第 九 す 九  
 九 つ 基 び 第 二 八 並 、 五 て き 第 二

込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で  
 み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ  
 の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ  
 応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て  
 募 の 場 そ の 入 場 も 加 、  
 額 範 特 の う 札 特 の 者 財  
 を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務  
 割 内 参 募 応 行 参 よ と 大  
 り に 加 額 募 一 加 る に 臣  
 当 お 者 を 価 と 者 発 応 が  
 て い ご 順 格 い 行 募 各  
 る て と 次 の う 第 へ 限 国  
 。 各 の 割 高 。 I 以 度 債  
 申 応 り い 非 下 額 市

十 ロ イ 一	九 イ 一	八 イ 一	七 ロ イ 一
争非者特国入価發	振替額最	低行争非者特国入価込	行争非者特国
入価・別債札格行行	額單	入価・別債札格金	入価・別債
札格第参市發競価	面	札格第参市發競金	札格第参市
發競I加場行争格日	位金	發競I加場行争額	發競I加場
錢額格錢額	平す額の振五あを千	八二八二	面た条特
八面九面	成るの記替万つ五万	万千十兆	金割第別
厘金厘金	二。整載法円た万円	六三九二	額引一會
額以額	十数又のと場円へ	千百万千	で短項計
百上百	倍は規す合とただし	円五二七	二期のに
円の円	の記定る、する	十千百	千国規閥
にそに	金録に。そる	四百二	三債定す
つれつ	額はよの省最	億円十	百ににる
きぞき	に、る施令低	九九	四つ基法
百れ百	よ最振行の額	千億	十いづ律
円の円	る低替の額	三四	七てき第
三応三	も額口日改面	三百千	億は発四
十募十	の面座か正金	二十四	円、行十
三価二	と金簿らが額	二十百	額し六

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三  
十  
二

払 者 入 場 元 償 行 償  
込 札 所 金 還 還  
期 参 支 金 期  
日 加 払 額 限

平 財 日 額 償 当 た 平  
成 務 本 面 還 た だ 成  
二 大 銀 金 金 る し 三  
十 臣 行 額 を と 、 十  
九 か 百 支 き 償 年  
年 ら 円 払 は 還 一  
一 通 に う 、 期 月  
月 知 つ 。 そ が 二  
二 を き の 銀 十  
十 受 百 翌 行 二  
日 け き 営 休 日  
た 者 業 業 日 日  
に に